

平成31年度

和光市教育行政の基本目標と重点施策

【基本理念】

『自ら学び、心豊かに創造性を育むまち』



和光市イメージキャラクター
「わこうっち」

平成31年度 和光市教育行政の基本目標と重点施策

【基本理念】

『自ら学び、心豊かに創造性を育むまち』

教育の営みは、人間が生涯にわたって主体的にその資質や能力を伸長させていくことに大きな役割を担うものである。和光市教育委員会は、第四次和光市総合振興計画基本構想において位置づけられている「みんなでつくる快適環境都市わこう」をめざし、『自ら学び、心豊かに創造性を育むまち』を基本理念として、心身ともに健康でたくましく、創造性と進取の気概に富み、豊かな人間性と国際的視野を備えた人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念を基調とした「知・徳・体」のバランスのとれた人間形成、市民の生涯学習へのニーズの高まりに応じた多様な学習活動、さらには文化の創造を推進するため、教育行政の6つの重点施策並びに努力事項を次のとおり定める。

重点施策の体系

1. 個性を伸ばし生きる力を育む教育
2. 心豊かな市民生活を築く生涯学習の社会づくり
3. 青少年の健やかな成長を支える地域づくり
4. 人と歴史が響き合う文化創造のまちづくり
5. スポーツ・レクリエーション活動の振興
6. 国際化と平和・人権尊重のまちづくり

1. 個性を伸ばし生きる力を育む教育

確かな学力の育成をめざした教育の推進

小・中学校教育の充実

- 学習指導の充実
 - (1) 指導内容、指導方法、学習評価の工夫改善（指導主事による学校訪問）
 - (2) 少人数指導の効果的活用と学力の向上（少人数学級推進教員・学力向上支援教員の効果的な活用）
 - (3) 補充学習の実施（各学校での補充学習、夏の算数教室の実施、保健福祉部の「アスナル教室」と連携を図った取組の推進）
- 心の教育の推進
 - (1) 道徳教育の振興と充実（授業公開等の実施、研修会の充実）
 - (2) 豊かな体験活動の充実（特別活動、総合的な学習の時間等の指導の充実）
 - (3) 「県道徳資料」の効果的な活用
- 体力向上の推進
 - (1) 体力づくりの啓発・普及
 - (2) 体力向上推進委員会の活動の充実
 - (3) 学校体育指導の充実（学力向上支援教員の効果的な活用、実技講習会の開催）
- 保健・安全・給食指導の充実
 - (1) 学校保健活動の推進（学校保健計画に基づく保健管理の徹底）
 - (2) 性・エイズ教育・がん教育・生活習慣病教育の推進（養護教諭・関係機関との連携）
 - (3) 薬物乱用防止教育の推進（薬物乱用防止教室の開催）
 - (4) 交通安全、防犯・防災教育の徹底（地域子ども防犯ネット、子どもを守る家等との連携、学校防災対応マニュアル、子ども安全教室の実施、自転車安全利用指導員制度）
 - (5) 災害対策・避難訓練の充実（市と学校、地域等と連携を図った危機対応訓練、小中連携を図った一斉引き取り訓練の実施、各学校の危機管理マニュアルの見直し）
 - (6) 地域の学校保健活動の推進と充実（学校保健委員会の活動の充実）
- 社会の変化に対応した教育の充実
 - (1) 国際理解教育、国際交流の推進（外国語指導助手、地域人材の効果的な活用）
 - (2) 環境教育の推進（環境市民ボランティアとの連携・活用）
 - (3) 福祉・ボランティア教育、交流活動の推進（社会福祉協議会ボランティアとの連携）
 - (4) 帰国児童生徒、外国籍児童生徒への教育の充実（日本語指導員の配置）

外国語（英語）教育推進

- 外国語活動・外国語指導の充実
 - (1) 外国語指導助手の効果的な配置と活用（外国語指導助手ミーティングの充実）
 - (2) 小中連携の推進（外国語（活動）担当者会議の充実、公開授業・研修会の実施）

コンピュータ教育推進

- 学校教育の情報化の推進
 - (1) 情報教育の推進（児童生徒の情報活用能力の育成）
 - (2) 教科指導におけるICT活用の推進（各教科等の目標達成のための効果的なICTの活用）
 - (3) 校務の情報化の推進（教員の事務負担軽減と児童生徒と向き合う時間の確保）
 - (4) 関係機関、和光市情報教育推進委員会との連携（情報の共有化、情報機器の整備）
- 学校活性化事業（コンピュータインストラクター）の活用

学校図書館教育推進

- 学校活性化事業（図書館アドバイザー）の活用
- 読書活動の充実（朝読書の充実、読み聞かせ支援、司書教諭の活用、読書感想文集の作成）

教職員研究・研修

- 教職員の資質の向上（初任研・若手教員・臨任研・5年経験者研修等の充実、各教科等主任研修会の充実、大学との連携、校内倫理確立委員会・衛生推進委員会の充実）
- 市研究委嘱の推進（学力向上を目指した各学校への支援・指導者の派遣・研究発表の実施）

地域と連携した教育の推進

開かれた学校づくりの推進

- 開かれた学校づくりの推進
 - (1) コミュニティ・スクールの推進
 - (2) 小・中学校での授業参観等の推進（学校公開、教育の日、教育週間の活用）
 - (3) 開かれた学校づくりと学校評価の実施（学校運営協議会活用）
 - (4) 学校・家庭・地域連携の推進（PTA等との連携の推進・学校応援団の活動の充実）
 - (5) 学校活性化事業（みどりの学校ファーム）の推進（地域人材の活用、学校応援団との連携）
 - (6) 交通安全、防犯・防災教育の徹底（地域子ども防犯ネット、子どもを守る家等との連携、学校防災対応マニュアル、子ども安全教室の実施）
 - (7) 児童生徒の安全確保（スクールガードリーダー、子どもを守る家、地域子ども防犯ネット等との連携）
 - (8) 和光市心の教育推進委員会の活動推進（活動の見直しと充実）
 - (9) 学校教育・社会教育の連携強化（学校施設開放講座の推進）
 - (10) ボランティア活動の推進（社会福祉協議会との連携推進）

特色ある学校づくり

- 地域の実態に応じた特色ある学校づくりの推進（学校活性化事業（特色ある学校づくり補助金）の活用）

よりよく適応するための支援体制づくりの推進

教育相談・生徒指導・特別支援教育・適応指導の推進

- 生徒指導・いじめ・不登校対策の推進
 - (1) 適応指導體制の充実（教育支援センターの効果的な活用、適応指導・学習支援の充実）
 - (2) 教育相談員・さわやか相談員・発達支援相談員の配置（教育支援センターの支援）
 - (3) カウンセリング研修の充実（中・上級資格取得者等の効果的な活用）
 - (4) 家庭・教育機関との連携（和光市不登校対策委員会の活動の充実）
 - (5) いじめ、非行防止対策の推進（非行防止教室、いじめ防止等対策委員会との連携）
 - (6) 教育相談体制の充実（教育支援センターとの効果的な連携）

- (7) 小中連携の推進（小中連携シートの活用）
- (8) スクールソーシャルワーカーの活用（学校・家庭と福祉の連携）

○特別支援教育の充実

- (1) 就学支援の充実（継続的な相談、諸検査の実施、専門家の意見の聴取）
- (2) 児童生徒の学びに即した特別支援学級の運営（教育支援プランA、Bの充実、効果的な指導の形態についての工夫）
- (3) 通級指導教室における指導の充実（特性を踏まえた指導の充実）
- (4) 特別支援学級の特性を生かした指導の充実（特別支援学級担任の専門性を生かした弾力的運用及び指導力の向上）
- (5) 特別支援教育体制の整備・確立（特別支援教育推進専門員派遣による支援、巡回相談の実施、特別支援教育コーディネーターの活用、校内委員会の活動の充実）
- (6) 交流及び共同学習の充実（年間指導計画に基づいた交流の推進）
- (7) 県立特別支援学校及び他機関との連携（合同研修会の実施、教育支援センターの効果的な活用、地域包括ケア課、ネウボラ課との連携）

○キャリア教育の充実（地域人材の活用、職場体験活動の推進、公的施設・民間施設の連携推進）

幼保小連携推進

○就学前教育の充実と円滑な接続（幼保小連絡協議会）

- (1) 関係機関（保育サポート課）等との連携強化
- (2) 幼・保・小の連携強化（小学校等での交流会、授業研究会）
- (3) 保護者との連携推進（研修会の実施）
- (4) 接続期プログラム（わこうっちのめばえ）の作成・活用
- (5) 接続期カリキュラム（アプローチカリキュラム・スタートカリキュラム）の作成・活用

放課後児童の居場所づくりの推進

放課後子ども教室推進

○子ども教室（工作や運動などのプログラムを通して児童が様々な体験をすることができる居場所）の周知・充実

○わこうっこクラブ（児童が毎日自由に過ごすことができる居場所）の周知・充実

安全でおいしい学校給食の充実

学校給食業務

○安全・安心な給食の提供

- (1) 新鮮な地場産物の使用
- (2) 検査による安全確認（食材の微生物検査・理化学検査、提供食の放射性物質検査）

○食に関する指導の充実

- (1) 食育に関する指導の充実（給食試食会、親子料理教室の開催、地産地消の推進）
- (2) 「早寝早起き朝ごはん」国民運動の推進（地域・保護者への啓発活動、食育教育の推進）

○給食施設設備の維持補修

安全な学校教育環境の整備

学校管理運営

○学校施設の維持管理

学校施設整備

○修繕計画に基づく施設整備

○防犯対策の強化

小中学校の配置・規模の適正化の推進

○学校選択制による学校環境の適正化（学校一部選択制の実施）

○学校の適正配置・適正規模の検討と改善

2. 心豊かな市民生活を築く生涯学習の社会づくり

生涯学習支援の推進

成人式

○新成人主体による特色ある成人式の実施

社会教育団体活動支援

○補助金交付による活動支援

生涯学習推進

○生涯学習事業における学校や地域、国の研究機関等との連携

○市民の主体的・自主的な学習活動の支援

○社会教育施設の適切な維持管理と充実

○生涯学習に関するネットワークの構築・活用

図書館サービスの充実

○和光らしさを意識した蔵書の管理

○利用者に応じたきめ細やかな図書館サービスの提供

○誰もが居心地が良いと感じる図書館機能の充実

公民館活動支援

○自主的な学習・サークル活動の育成と支援

○利用団体協議会等との連携と支援

充実した生涯学習機会の提供

生涯学習講座

○多様なニーズに対応した講座の開催

生涯学習情報提供

○生涯学習に関する情報提供

公民館・図書館講座の充実

○地域の学習要求に応じた講座の開催と情報提供

3. 青少年の健やかな成長を支える地域づくり

青少年の育成に適した環境づくりの支援

青少年団体活動支援

○青少年と地域の絆を強くするための活動支援

青少年問題協議会運営

○青少年健全育成活動の活性化支援

4. 人と歴史が響き合う文化創造のまちづくり

歴史的文化資源の保護・活用の推進

文化財保護

- 地域の文化財の保護・活用
- 地域の歴史や文化財への関心の醸成

文化財調査

- 市内遺跡の発掘調査・記録保存

文化財施設管理運営

- 文化財保存庫の整備・活用
- 歴史資料室を中心とした遺物等の整理・保存

新倉ふるさと民家園管理運営

- 和光市古民家愛好会との協働運営による保存・公開
- 古民家の活用と文化財の周知

デジタルミュージアムの運営

- デジタルミュージアムの内容の充実と学校等での活用

和光市史編さん業務

- 和光市史続編の編さんに係る資料収集及び整理

午王山遺跡史跡整備

- 午王山遺跡の価値付け
- 史跡保存に向けた調査

創造的な文化の振興（総務人権課）

- 文化に触れる機会の提供・文化交流の推進
- 地域文化資源の顕彰・発信・活用
- 文化施設の適正な整備及び活用

5. スポーツ・レクリエーション活動の振興

スポーツ・レクリエーションの環境の整備

体育施設管理運営

- スポーツ施設の整備
- 国や民間企業などの施設の有効活用

総合体育館管理運営

- 総合体育館の利用促進

スポーツ・レクリエーション活動の推進

スポーツ振興業務

- 「する」「観る」「支える」スポーツの推進
- 市民が参加しやすいイベントなどの開催
- スポーツ・レクリエーション活動の推進
- 指導者の養成と活用

体育団体活動支援

市民体育祭

6. 国際化と平和・人権尊重のまちづくり

人権啓発・教育及び平和の推進

人権教育推進

- 学校教育・社会教育における人権教育の推進
 - (1) いじめ・不登校等の相談活動の充実（不登校対策委員会の充実）
 - (2) 人権教育推進体制の確立（学校教育・社会教育における人権教育の推進）
 - (3) 人権啓発の充実（人権作文・標語の募集）
 - (4) 同和教育の推進（人権教育の重要な柱としての位置づけ）
 - (5) 教職員研修の充実（人権教育主任会を通じた活動の推進）
 - (6) 人権講演会等の実施と各種研修会への参加
 - (7) 和光市人権教育推進協議会との連携（人権意識の啓発活動推進）

男女共同参画社会の実現（総務人権課）

- 男女共同参画意識の普及啓発（学校・保育園・幼稚園における男女平等教育の推進）
- 男女が共にいきいきと暮らせる環境づくり（ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた意識づくり）
- 男女共同参画によるまちづくりの推進（審議会等への男女共同参画の促進）

平和の推進

- 平和意識の向上（平和祈念事業の開催）

国際化の推進（総務人権課）

- 国際交流活動・機会の充実（和光国際ネットワークの連携強化、交流の場の提供）
- 多面的な国際交流の促進（姉妹都市等との交流）
- 外国人にも暮らしやすい環境づくり（多言語による情報提供の充実）

学校教育の努力事項

新学習指導要領では、教育基本法を踏まえ、「生きる力」を育むという理念のさらなる具体化を図るために、主体的・対話的で深い学びを通して、生きて働く「知識・技能」の習得、未知の状況にも対応できる「思考力、判断力、表現力等」の育成、学びを人生や社会に生かそうとする学びに向かう力・人間性の涵養を図り、生涯にわたって能動的に学び続ける力を育成することが基本的な考え方となっている。こうした理念を実現するために、学校教育では、基本目標Ⅱの「自ら学び心豊かに創造性を育むまち」から、基本施策「個性を伸ばし生きる力を育む教育」を掲げ、施策として「確かな学力の育成をめざした教育の推進」を策定した。埼玉県教育振興基本計画の基本理念である「生きる力を育て 絆を深める埼玉教育」の基本目標「確かな学力と自立する力の育成」との連動を図り、「①わかる授業、楽しく学べる授業づくり ②一人一人の可能性を引き出して豊かな人生を実現する教育の推進 ③教職員の指導力の向上」を重点項目として取り組んでいく。

1. 確かな学力の育成をめざした教育の推進

新学習指導要領を踏まえた教育課程を確実に実施するとともに教員の指導力の向上を図り、習得した知識技能を基に、よりよく問題を解決していく確かな学力を身につけた児童生徒を育成していく。本市の児童生徒の学力の状況は、全体的には概ね良好であり、特に算数・数学については、国や県の学力調査においても相対的に高い正答率となっている。一方で国語の「書くこと」について、特に課題があることから、学習指導の工夫・改善はもちろんのこと、全ての授業において言語活動の充実を図っていく。

- ア 道徳教育の充実を図り、将来への夢や向学心を持った児童生徒を育成する。
- イ 情報機器の整備と教職員 I C T 活用能力の育成を通して、わかりやすい授業、興味関心を高める授業づくりを推進する。
- ウ 少人数加配教員や市費の少人数学級推進教員、学力向上支援教員を活用した効果的な指導により、児童生徒一人一人の能力を伸ばす指導を進める。
- エ 児童生徒のよさや可能性を評価できる「指導と評価」の一体化を推進する。
- オ 学校活性化事業を活用し、各学校の児童生徒の実態に応じた特色ある教育活動を推進する。
- カ 健康の大切さを認識し、自ら体力づくりに取り組む資質や能力を育成する。
- キ 各種研修、授業研究会等、教職員の指導力向上のための研修会の充実を図る。

2. 地域と連携した教育の推進

児童生徒の生きる力の育成を目指し、家庭・地域の持つ教育力を活用して学校・家庭・地域が連携した教育環境を構築することを目指す。特に、コミュニティ・スクールを推進し、各学校が地域社会の核となる特色ある教育活動を推進していくための支援、さらには各学校の P T A 等の組織や学校応援団、学校支援ボランティアなどを効果的に活用し、児童生徒の豊かな体験活動が実践できる体制の確立を図っていく。

- ア 保護者や地域が学校課題の解決に参画し、それぞれの立場で子供の成長を支えるコミュニティ・スクールを推進する。
- イ 地域と連携した学校応援団を推進し、特色ある教育活動への支援体制の整備を図る。
- ウ 学校応援団との連携、親の学習プログラムの実施により、家庭、地域の教育力の向上を図る。
- エ みどりの学校ファームの一層の整備を図り、学校における栽培体験活動を推進する。
- オ 体験的・問題解決的な学習を推進し、児童生徒が自ら課題解決する力を育成する。

3. よりよく適応するための支援体制づくりの推進

児童生徒が将来に意欲と展望を持ち、社会に適応できるよう、充実した学校生活を実現することをめざしている。本市では、教育支援センターを中心として、各学校に教育相談員や発達支援相談員、さわやか相談員を配置し、児童生徒が充実した学校生活を送れるように支援している。本市の児童生徒の状況としては、小1プロブレム、中1ギャップ問題など上級学校に進学した児童生徒が、それぞれの学校にうまく適応できない状況が見られる。不登校児童生徒への対応も課題となっている。

また、発達や就学に関する悩みを持つ保護者や、発達障害の児童生徒への対応に苦慮する教職員も増加しており、特別支援教育に対する理解とニーズに応じた具体的な対応が求められている。

- ア 幼稚園、保育園、小学校、中学校間の連携により、不登校や発達障害のある子どもの理解と支援の充実を図る。

- イ 教職員及び家庭、地域との連携を密にし、上級学校へのスムーズな適応を図る。
- ウ 職場体験等、キャリア教育の充実を図り、児童生徒の将来に対する目的意識を高める。
- エ 教育相談、発達相談、就学相談など保護者や児童生徒のニーズに合わせた相談活動の充実を図る。
- オ 不登校児童生徒の社会的自立を目指し、個々のケースに合わせた支援体制の充実を図る。

4. 安全でおいしい学校給食の充実

児童生徒が生涯にわたり健康で心豊かな食生活を送るため、学校給食を通して食に関する正しい知識や望ましい食習慣を身につけることを目指している。本市では季節感あふれる地場産野菜の使用や、お楽しみ献立などを取り入れ、児童生徒が楽しく給食を食べることができるよう献立の充実を図っている。

また、児童生徒に衛生的で安全安心な学校給食を提供するために、設備、食材等の検査を行っている。

- ア 農家との連携を密にし、給食への地場農産物の使用を推進する。
- イ 米飯給食を中心に、栄養バランスがとれ、日本古来の伝統食や季節感のある食材を取り入れた献立づくりを推進する。
- ウ 食育にふさわしい材質の強化磁器等、食環境の充実を図る。
- エ 設備、食材等の微生物検査をはじめ、諸検査の実施により、衛生管理の徹底を図る。

5. 安全な学校教育環境の整備

児童生徒が安全な教育環境の中で教育を受けられるよう教育施設整備を充実させるとともに、計画的な施設整備に努める。

- ア 学校施設の適正な維持管理をする。
- イ 校舎の天井吹付塗装剤に混入しているアスベストについて、現在封じ込め措置を行っているが、安心・安全な学校施設環境の確保に万全を期すという観点から、撤去工事を行う。
- ウ 登下校における交通安全立哨指導員及び交通指導員の適切な配置をすると同時に学校を中心とした地域及び保護者を交えた防犯及び交通安全指導体制を構築していく。
- エ 小中学校において防犯対策を強化する。

生涯学習の努力事項

少子高齢化が進む中、次代を担う人材育成の観点から、共働き家庭等の児童に限らず、全ての児童が放課後等における多様な体験・活動を行うことができるようにすることが重要である。これを踏まえ、児童が放課後を安全・安心に過ごすことができる居場所の整備を進めていく。

また、価値観の多様化や都市化、高度情報化等、社会の急激な変化により、市民もまた様々な学習機会を必要としている。このような多様化した学習ニーズに対応し、人の心と生活にゆとりと潤いを与えるために、市民の主体的で自主的な学習活動の支援を推進するとともに、学習によってその成果が広く認められ、学習者自身の自己実現につなげていけるよう努めていく。さらには、市民の共有の財産である、歴史的遺産や有形・無形の文化財など地域文化資源の保護や情報発信に努め、郷土に対する愛着心を醸成する。

1. 放課後児童の居場所づくりの推進

放課後に小学校の余裕教室等を活用し、安全・安心な児童の活動拠点を設け、地域の方々の参画を得て勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の機会を提供する。

- ア わこうっこクラブ・子ども教室の運営において、地域や学校、学童クラブとの連携を推進する。
- イ 子ども教室において、実行委員会を中心とした多様なプログラムを実施する。
- ウ 毎日開催のわこうっこクラブの周知と充実を図る。
- エ 「わこうっこクラブ」と「子ども教室」の運営面における融合を推進する。
- オ 第五小学校において、放課後児童対策のモデル事業として学童クラブとわこうっこクラブの一体的な運営を行う。

2. 生涯学習支援の推進

社会教育施設を充実させるなど市民が主体的で自主的な生涯学習活動を行えるよう支援する。また、市民の生涯学習ニーズに応えるため、生涯学習に関するネットワークを構築し、活用する。

- ア 地域に潜在する社会教育資源や人材を発掘し有効活用する。
- イ 指導者や生涯学習に関する情報の確保、提供を行い、生涯学習に取り組んでいる個人・団体を支援する。
- ウ 社会教育施設を適切に維持管理し、併せて世代間、団体間等の交流の場として誰でも利用しやすい運営に
- エ 学校や地域、社会教育団体、国の研究機関等との連携を強化し、生涯学習に関する情報の収集、共有、発信を行う。

3. 充実した生涯学習機会の提供

市民の多様な学習ニーズや現代的課題に応えるべく、市民の学習要望を取り入れた講座や、地域の特色を生かした独自性のある講座等学習機会を提供するとともに、生涯学習に関する情報を、様々な広報手段を**通して**提供する。

- ア 多様な市民ニーズに対応した講座を開催する。
- イ 成人向けの「和光市民大学」及び、小学生を対象とした「子ども大学わこう」を推進する。
- ウ 国の機関等と連携し、地域の特色を生かした独自性のある講座を開催する。
- エ 市ホームページやツイッター、メールマガジン等WEBや様々な機会を活用して、講座やイベント等の情報を発信する。
- オ 放送大学再視聴施設和光校を充実させ、学位取得やキャリアアップ、自己実現など生涯学習を目指す人を支援する。

4. 歴史的文化資源の保護・活用の推進

市民の貴重な財産である文化財が、開発等で失われないよう保護するとともに、市民の歴史学習の素材として活用を図る。講座・展示会等の開催やデジタルミュージアムを通して、郷土の歴史を学ぶ機会を提供し、後世に伝えていく。

- ア 地域の文化財が開発等で失われることがないよう保護に努める。
- イ **弥生時代の環濠集落として貴重な午王山遺跡について、国の史跡指定に向けて意見具申に取り組む。**
- ウ 旧富岡家住宅（新倉ふるさと民家園）の保存、公開、活用を図る。
- エ デジタルミュージアムを活用し、身近に文化財に触れる機会を提供するとともに学校等での活用を促進する。
- オ 和光市史統編の編さんに取り組む。

5. 市民の学習ニーズに応え、学習の成果を生かした地域づくりを目指す公民館の運営

市民の学習や文化活動の発表・交流等を推進するとともに、サークル等の自主的な活動を支援し、学習ニーズに応える情報の提供を行う。関係機関や団体・市民等と**相互連携**を図り、学習の成果を生かした地域づくりの拠点として市民主体の活動を支援する。**また、利用者が安心安全な環境で学習できるように施設の適切な維持管理に努める。**

- ア 市民の学習ニーズに対応した、学びがいのある講座・教室を開催する。
- イ サークルの育成と活動支援を行い、サークル間の交流を推進する。（サークル体験フェスタなど）
- ウ **教育と福祉の連携及び**世代間交流事業などを通して、地域の課題解決の取組、高齢者の生きがいや地域社会への参加を推進する。
- エ 各館で組織している利用団体協議会と連携した講座等の開催をするとともに、協議会組織の活動を支援する。
- オ **公民館の認知度向上のため、**公民館の役割や活動状況についての情報発信を行う。
- カ **施設の適切な維持管理を行い、地域住民との交流活動等の場として、機会提供に努める。**

6. 図書館サービスの充実

「第2次和光市図書館サービス計画」に基づき、図書館資料の提供を通して市民の読書活動の推進を図り、日常生活や仕事に必要な情報や知識が得られる「地域コミュニティを支える情報拠点」を目指し、市民のニーズに対応した図書館サービスの充実を図る。

また、「第3次和光市子ども読書活動推進計画」に基づき、子どもの読書活動の推進のため、家庭、地域、学校、ボランティア等との積極的な連携・協働を推進し、子どもたちが、いつでもどこでも読書ができるよう、図書環境を整備し、子どもが読書の楽しさや喜びに触れたり、親子がともに読書に楽しんだりする機会の創出、その啓発・普及活動の充実を図る。

- ア 「和光市図書館資料収集方針」及び「和光市地域資料収集方針」に基づき、図書館資料の整備・保存・充実、コミュニティ情報の充実を図る。
- イ 市民図書館講座や読み聞かせなど他の公共機関等と連携し、図書館事業の充実を図る。
- ウ 子どもの読書活動を推進するため、小中学校図書室との連携を図る。特に複合施設である下新倉分館については、下新倉小学校との相互利用を推進する。
- エ 障害者や高齢者用の資料を充実する。また、対面朗読や郵送貸出サービスを実施し、障害者等へのサービスの充実を図る。
- オ 研修への積極的な参加により職員のスキルアップを図り、レファレンスサービス（資料紹介、読書相談など）の充実を図る。
- カ ボランティア団体の育成と活動支援に努める。
- キ 快適な読書環境を提供するため計画的な施設整備を行う。
- ク 外国人向けサービス、ビジネス支援サービスなど、対象者別のサービスを充実させる。

7. 人権教育の推進

女性、子ども、高齢者、障害者、同和問題、その他様々な人権問題の解決のため、和光市人権教育推進協議会と連携し事業展開するとともに、人権講演会、人権研修会を開催し、人権教育の充実を図る。

- ア 和光市人権教育推進協議会と連携し、フィールドワークなどの事業を実施する。
- イ 総務人権課と連携した人権講演会を開催し、人権教育及び人権啓発の推進を図る。
- ウ 各公民館で人権研修会を開催し、地域での人権教育及び人権啓発の推進を図る。

スポーツ青少年の努力事項

今日、和光市のスポーツ施設の利用者数は年間延べ50万人を超え、登録団体数は2,900団体を超えている。今後も利用者数の増加が見込まれる中、市民が快適・安全にスポーツ・レクリエーション活動を楽しむため、スポーツ振興担当としては、スポーツ・レクリエーションの環境の整備・充実にも努めるとともに、特徴ある公園を有効活用し、市民の自主的・自発的な活動を促進し、気軽にできるレクリエーション活動に参加できる環境を整え、子ども・高齢者、障害者を含め市民全体が、心身の健全な発達や健康の保持増進が図れるように、スポーツ・レクリエーションの普及に努め、スポーツ振興に取り組んでいく。

青少年担当では、社会がめまぐるしく変化する中で、青少年が集団や社会の一員として、自主的、主体的に行動する力を養うため、青少年育成関係団体を支援し、地域ぐるみで青少年健全育成ができる環境づくりを推進する。

1. スポーツ・レクリエーションの環境の整備

スポーツ・レクリエーションを市民が安全に楽しむことができるように環境の整備・充実にも努めていく。また、市保有のスポーツ施設に限らず、市内にある国・県の施設について関係機関と連携を図る。

- ア 施設の充実や補修・改修について、計画的な整備を推進する。
- イ スポーツ施設の管理方法を見直し、市民が利用しやすい施設運営に取り組む。
- ウ 市内の小・中学校、国の施設などの校庭、体育館等のスポーツ施設の有効活用を図る。

2. スポーツ・レクリエーション活動の推進

各スポーツ団体や指定管理者と連携し、スポーツの普及・発展を図るとともに、個人でも気軽にスポーツが楽しめる環境を整えていく。また、スポーツを「する」のみではなく、「観る」機会を提供し、スポーツボランティアの募集やスポーツ指導者の養成等スポーツを「支える」環境を整え、子どもから高齢者・障害者までスポーツ・レクリエーションに親しめるようにする。

- ア スポーツ団体や指定管理者と連携し、スポーツの普及・発展を図る。
- イ 個人でも気軽にスポーツが楽しめる環境を整える。
- ウ 市民にスポーツを「観る」機会を提供する。
- エ スポーツ指導者の養成と活用を図る。
- オ だれもが、日常的にスポーツに親しみ健康保持増進を図れる環境を提供する。

3. 青少年の育成に適した環境づくりの支援

青少年の健やかな成長を支えることは社会全体の責任であることや、青少年の問題は大人社会の反映であることを一人ひとりが再認識し、青少年健全育成活動に市民総ぐるみで取り組めるように、福祉・コミュニティ施策と連携し、情報提供と問題の共有化を図る機会を提供する。

- ア 青少年関係団体や保護者に対し、研修の機会や情報交換の場を提供し、意識啓発を図る。
- イ 青少年の健全な育成を目的とする青少年育成和光市民会議等の活動を支援し活性化を図る。
- ウ 青少年が安心して生活できるよう有害環境対策や非行防止活動の促進を図る。
- エ ソーシャルメディアを安心・安全に利用するための環境づくりの促進及び意識啓発を図る。
- オ 地域資源の活用や福祉施策と連携し、地域で青少年健全育成に取り組む環境づくりの促進を図る。